

第5章 施策目標別の展開 （修正案）

平成26年10月22日版

1. 子どもの豊かな成長支援

(1) 施策の展開

施策目標	推進項目
子どもの豊かな成長支援	1. 子どもと母親の健康確保 2. 小児医療の充実 3. 食育の推進 4. 幼児期の教育・保育の充実 5. 生きる力を育む教育環境の整備 6. 特別な支援が必要な子どもへの対応

(2) 施策目標の主旨

すべての子どもが心豊かにたくましく成長していくために、子どもと母親の健康を守り、育児不安の軽減を図るとともに、幼児期の教育・保育及び学校教育の質の向上や認定こども園、幼稚園および保育所と小学校の円滑な接続を図り、子どもたちの生きる力を育てる環境の整備に努めます。また、特別な支援が必要な子どもへの支援や専門的な支援を行う療育体制を充実していきます。

(3) 推進項目ごとの今後の事業展開

推進項目 1. 子どもと母親の健康確保

【事業と今後の事業展開】

施策No.	事業	今後の事業展開	担当課
1	両親教室の実施	出産前からの子育て準備として、妊婦やその配偶者の体験・交流の機会である両親教室を実施し、子育てに関する情報提供と行うとともに、実践で役立つ知識の普及を図ります。	健康推進課
2	妊婦健康診査	妊婦の健康保持・増進を図り、妊娠に伴うリスクを軽減させるため、母子健康手帳交付時等の機会を活用し、妊婦健診の受診券の交付を行い、受診率の向上に努めます。	健康推進課
3	乳幼児健診の充実	あらゆる機会を通じて、乳幼児健診の重要性を呼びかけるとともに、未受診者の状況を把握し、関係機関の協力を得て、受診率の向上に努めます。	健康推進課

施策No.	事業	今後の事業展開	担当課
4	保健指導の充実 (再掲 ●ページ)	母子健康手帳交付時の保健指導を徹底し、未婚やひとり親、親族など身近な支援者がいない妊婦や、心身の健康に課題がある妊婦など、出産前から関わりを深め、虐待防止も含め出産後の養育に関する支援を行っていきます。 経過観察の必要な児童について、個別の相談・保健指導を充実させるとともに、必要に応じて「育児教室※」などの集団指導も実施していきます。 必要な相談・指導が受けられるよう、関係機関との連携を図ります。	健康推進課
5	乳児家庭全戸訪問事業 (再掲 ●ページ)	生後4か月までの乳児のいる全家庭を対象に、訪問員等が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行っていきます。 保健指導が必要な家庭については、助産師等が行なう新生児訪問指導と併せて、専門職による必要な支援を行っていきます。	健康推進課
6	新生児訪問指導 (再掲 ●ページ)	保健指導が必要な産婦および新生児に対して助産師等による訪問指導を行い、好ましい母子関係の中で育児が行なえるよう虐待防止を含め、きめ細かな育児支援を行っていきます。 生後4か月までに家庭を訪問し、母子へのサポートを行なう乳児家庭全戸訪問事業と併せて、乳児期での全戸訪問に取り組みます。	健康推進課
7	出産育児一時金 (再掲 ●ページ)	安心して出産できるよう、国民健康保険の被保険者の世帯主に対して、一時金を支給していきます。	保険課
8	助産制度による分娩費の支援 (再掲 ●ページ)	経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対して、指定の助産施設での分娩費を支給していきます。	保育・幼稚園課
9	子どもに関する医療費助成制度 (再掲 ●ページ)	子どもが疾病等で通院や入院をした場合に、その子どもに係る医療費の一部を助成する制度の充実を図ります。	子育て支援課

【用語集】 ○育児教室

推進項目 2. 小児医療の充実

【事業と今後の事業展開】

施策No.	事業	今後の事業展開	担当課
10	かかりつけ医を持つよう啓発	子どもの健康確保に向け、健診や予防接種等の機会を通じて、「かかりつけ医」の重要性を啓発するとともに、「かかりつけ医」のかかり方についても啓発していきます。	健康推進課
11	小児医療に関する情報の提供	広報や市ホームページ等のあらゆる媒体を活用し、休日・夜間等の救急医療体制や相談等の情報提供を充実し、周知徹底に努めます。 救急医療体制等の情報のひとつとして、小児救急電話相談などの情報も積極的に提供していきます。	健康推進課
12	予防接種の知識の普及	乳幼児健診等の機会を通じて、予防接種手帳の活用をすすめ、予防接種の種類や接種時期だけでなく、その有効性の理解促進に努めます。	健康推進課

推進項目 3. 食育の推進

【事業と今後の事業展開】

施策No.	事業	今後の事業展開	担当課
13	両親教室などの活用	両親教室の機会を捉えて妊娠中の食生活について指導していくとともに、離乳食講習会や乳幼児相談、乳幼児健診などで、個々に合わせた食生活指導の実施に努めます。	健康推進課
14	就学前における食育	認定こども園、幼稚園及び保育所において、「食」を楽しみながら、望ましい食習慣や知識を習得することができるよう、家庭や地域と連携した食育に取り組みます。	保育・幼稚園課

推進項目 4. 幼児期の教育・保育の充実

【事業と今後の事業展開】

施策No.	事業	今後の事業展開	担当課
15	教育・保育施設での取り組み	集団生活を通しての他者との関わりの中で、仲間を支える思いやりの心とともに、基本的な生活習慣を身につけ、子どもの主体性や豊かな感性を育むよう努めるとともに、家庭と連携し、自己と他者への基本的信頼感を育てていきます。	保育・幼稚園課
16	幼稚園教諭・保育士の資質・能力の向上	各種研修会の開催を通じて、幼稚園教諭や保育士の資質や技術の向上を図ります。 保育教諭、幼稚園教諭及び保育士による合同研修、人事交流等を推進し、学校教育・保育の共通理解や人材育成に努めます。	保育・幼稚園課
17	幼保小連携推進事業	認定こども園、幼稚園および保育所と小学校との円滑な接続に向け、教育内容や教育環境等の充実や改善を図るとともに、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育を推進していきます。	保育・幼稚園課 学校教育課
18	子育て便りの発行	認定こども園、幼稚園および保育所において、子育てに関する情報を掲載した保護者に向けたお便りを定期的に発行し、認定こども園、幼稚園および保育所と保護者との連携、信頼関係の構築を図ります。	保育・幼稚園課
19	異年齢交流	子どもが人と関わる力を培うことができるよう、認定こども園、幼稚園および保育所において、職場体験や絵本の読みきかせ、近隣小・中学校への訪問等の異年齢交流の充実に努めます。	保育・幼稚園課 学校教育課
20	世代間交流	子どもと地域の交流を深めることを目的に、認定こども園、幼稚園および保育所において、シルバー人材センターとの連携により、地域の高齢者との交流を実施していきます。	保育・幼稚園課

施策No.	事業	今後の事業展開	担当課
21	障がいのある乳幼児への支援 (再掲 ●ページ ●ページ)	認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業所において、障がいのある乳幼児に対する統合教育※・統合保育※の充実を図るとともに、適切な対応ができるよう、言語聴覚士等の専門講師または支援学校等による巡回相談などを行っていきます。	保育・幼稚園課 学校教育課
22	就学前相談 (再掲 ●ページ)	守口市に住む就学前児童の保護者に対し、認定こども園、幼稚園および保育所での子育て相談を随時実施し、育児の負担感、孤立感の軽減に努めます。	保育・幼稚園課
23	子育て講演会 (再掲 ●ページ)	公民館や認定こども園、幼稚園、保育所といった身近な場所や中学校区連携推進協議会※の行事などの機会を活用し、子育て講演会を実施していきます。	公民館
24	教育・保育施設の耐震化	安全・安心な保育環境の整備に向け、教育・保育施設の耐震化に努めます。 公立施設においては、再編整備にあわせ、建て替えにより耐震化を図ります。	保育・幼稚園課

推進項目 5. 生きる力を育む教育環境の整備

【事業・今後の事業展開】

施策No.	事業	今後の事業展開	担当課
25	学力の向上	すべての児童・生徒が楽しく参加し「わかる・できる」授業づくりを進めながら、少人数グループ指導によるきめ細かな指導を充実させるとともに、放課後学習等の実施により家庭での学習習慣の確立に向けた取組みを進めていきます。	学校教育課
26	体力の向上	新体力テスト等により児童・生徒の実態把握を行い、体育の授業だけでなく外遊びの奨励を行うなど、教育活動全体を通して、健康の保持・増進及び体力の向上にかかる取組みを進めていきます。	学校教育課
27	心の教育の充実	社会体験や自然体験、交流活動やふれあい活動等の機会を持ちながら、人権教育及び道徳教育の充実を図り、子どもの豊かな人間性と社会性を育てていきます。	学校教育課

【用語集】 ○統合教育 ○統合保育 ○中学校区連携推進協議会

施策No.	事業	今後の事業展開	担当課
28	教職員の資質・能力の向上	学校園の課題やニーズに応じた研修を実施し、教職員の資質向上を図るなど、教育指導体制の充実に努めます。	教育センター
29	教育相談事業	教育センターに専門相談員を配置し、不登校・いじめ、学習・進路、特別支援教育等に関して、当該児童・生徒、保護者等を対象に相談業務等を行っていきます。 小・中学校に、児童・生徒の心理に関して高度な専門知識と経験を有するスクールカウンセラー（臨床心理士）を派遣し、児童・生徒へのカウンセリング、保護者等への助言・支援業務等を行っていきます。	教育センター
30	適応指導教室	「ふれあいの家（梶小学校内設置）」において、不登校の児童・生徒に対し、教育相談、集団生活への適応指導等を行い、学校復帰への援助等業務を行っていきます。	教育センター

推進項目 6. 特別な支援が必要な子どもへの対応

【事業と今後の事業展開】

施策No.	事業	今後の事業展開	担当課
31	乳幼児の健康診査	市内全乳幼児の健康診査を実施し、疾病の早期発見や運動発達や精神発達などにおいて遅れの疑いがあるかどうかの評価に取り組み、支援が必要な子どもだけでなく、保護者に対しても適切な対応を行っていきます。	健康推進課
再掲 21	障がいのある乳幼児への支援 (再掲 ●ページ ●ページ)	認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業所において、障がいのある乳幼児に対する統合教育・統合保育の充実に努めるとともに、適切な対応ができるよう、言語聴覚士等の専門講師または支援学校等による巡回相談などを行っていきます。	保育・幼稚園課 学校教育課
32	児童発達支援	多様な障害に対応した専門的な発達支援が行えるよう、療育支援施設であるわかくさ・わかすぎ園の機能のさらなる充実に努めます。	子育て支援課
33	障がいのある児童への地域支援	わかくさ・わかすぎ園を拠点として、障害児相談支援（障害児支援利用計画の作成等）、保育所等訪問支援、外来療育等を実施し地域の障害児支援を行っていきます。	子育て支援課

施策No.	事業	今後の事業展開	担当課
34	就学指導	就学に備え、必要に応じて、児童と保護者に対し関係機関が連携・協議し、学校生活を送るための指導を行っていきます。	学校教育課
35	特別児童扶養手当	20歳未満で、重度の障害の状態にあり、日常生活において常時の介護が必要な障がい児（者）に対して、手当を支給していきます。	子育て支援課
36	障害児福祉手当	20歳未満で、重度の障害の状態にあり、日常生活において常時の介護が必要な障がい児（者）に対して、手当を支給していきます。	障害福祉課
37	障害児福祉サービス等	障がいの状況や家庭の状況等により、居宅介護（ホームヘルプ）や移動支援（ガイドヘルプ）、短期入所、日中一時支援事業等の福祉サービスを実施し、障がいのある子どもの地域生活を支援していきます。 放課後等デイサービスの充実と図るとともに、緊急時の対応ができるサービスの充実についても検討します。	障害福祉課

2. 子どもが安全に育つための環境づくり

(1) 施策の展開

施策目標	推進項目
子どもが安全に育つための環境づくり	1. 子どもの安全確保 2. 安全・安心まちづくりの推進

(2) 施策目標の主旨

子どもを交通事故や犯罪などの被害から守るため、警察などの関係機関や地域の各種団体と連携した取組みを推進し、安全を確保するための知識や防犯意識を啓発する機会を充実していきます。また、子どもが安全に楽しく遊ぶための公園づくりにも努めていきます。

(3) 推進項目ごとの今後の事業展開

推進項目 1. 子どもの安全確保

【事業と今後の事業展開】

施策No.	事業	今後の事業展開	担当課
38	不慮の事故への対応	乳幼児健診や保健指導の機会を活用して、新生児や乳幼児期における不慮の事故に対する認識を深めるとともに、事故発生時の対応等に役立つ知識の普及に努めます。	健康推進課
39	交通安全教室の実施	警察の協力を得て、認定こども園、幼稚園および保育所の園児や小学校1年生の児童に対して、安全な歩行の指導を行っていきます。小学校3～4年生の児童に対して、安全な自転車の乗り方の指導を行っていきます。地域の特色に応じた交通安全指導を実施するとともに、学校が主体となって交通安全指導を行っていきます。	保健給食課 保育・幼稚園課
40	公園遊具の更新および管理	老朽化したブランコなどの遊具を公園施設長寿命化計画に基づき、より安全で、子どもが楽しく遊べる魅力的な遊具に更新していきます。また、定期的な点検等を実施し、適正な管理に努めます。	公園課

推進項目 2. 安全・安心まちづくりの推進

【事業と今後の事業展開】

施策No.	事業	今後の事業展開	担当課
41	学校の危機管理	学校における危機管理マニュアルに基づき、危機対策の強化を図ります。	学校教育課
42	不審者情報連絡網	小・中学校から不審者発生等の連絡を受けた場合は、速やかに認定こども園、幼稚園、保育所および小・中学校へ注意喚起を行います。 大阪府警の安まちメール※の活用も呼びかけていきます。	学校教育課
43	不審者対応防犯訓練	認定こども園、幼稚園、保育所および小・中学校において、不審者対応マニュアルを活用し、警察等の協力を得ながら、不審者侵入時の対応に関する訓練を実施していきます。	学校教育課
44	子どもを守る防犯声かけパトロール (再掲 ●ページ)	P T A 及び地域団体のボランティアによるパトロールや警察等関係機関によるパトロール活動を促進していきます。	学校教育課
45	防犯カメラによる監視	全小・中学校に設置された防犯カメラで来校者を監視し、不審者の侵入防止に努めます。	学校管理課

【用語集】 ○安まちメール

3. 子どもの人権尊重と権利擁護の推進

(1) 施策の展開

施策目標	推進項目
子どもの人権尊重と権利擁護の推進	1. 人権擁護の推進 2. 児童虐待防止策の推進

(2) 施策目標の主旨

子ども一人一人の人権を守る高い意識を持つ社会を実現するため、学校等における人権教育や市民への人権啓発・人権学習の機会づくりに取り組んでいきます。また、子育てに関する相談・支援体制を充実し、児童虐待の早期発見・未然防止を図ります。

(3) 推進項目ごとの今後の事業展開

推進項目 1. 人権擁護の推進

【事業と今後の事業展開】

施策No.	事業	今後の事業展開	担当課
46	人権啓発のための講演会および研修会 (再掲 ●ページ)	男女共同参画週間、人権週間等を利用して、市民を対象とした講演会等を開催し、様々な人権課題に対する意識向上を図ります。	人権室
47	人権啓発作品の募集	小・中学校の児童・生徒による人権啓発標語やポスター、作文の募集・発表等を通じて、人権意識の高揚を図るとともに、応募協力についても広く呼びかけを行っていきます。	人権室
48	人権教育の推進	児童・生徒が、さまざまな人権問題を正しく理解し、認識を深めることができるよう、認定こども園、幼稚園、保育所および小・中学校において、あらゆる教育活動の中で、発達段階に応じた人権教育を実施していきます。	学校教育課
49	人権カレンダーの配布	人権教育の啓発を目的として、人権カレンダーを毎年作成し、公民館、小・中学校等で配布していきます。	学校教育課
50	人権教育研修講座	子どもへの人権教育が効果的に実施できるよう、教職員に対する研修を実施していきます。	学校教育課
51	在日外国人児童生徒交流会	在日外国人児童・生徒の交流会を設けることによって民族としての誇りや自覚を育む機会を作っていきます。	学校教育課

施策No.	事業	今後の事業展開	担当課
52	自立援助通訳派遣	国際交流センター等との連携を図りながら、帰国、渡日の児童・生徒に対して、通訳を派遣していきます。	学校教育課

推進項目 2. 児童虐待防止策の推進

【事業と今後の事業展開】

施策No.	事業	今後の事業展開	担当課
再掲 4	保健指導の充実 (再掲 ●ページ)	母子健康手帳交付時の保健指導を徹底し、未婚やひとり親、親族など身近な支援者がいない妊婦や、心身の健康に課題がある妊婦など、出産前から関わりを深め、虐待防止も含め出産後の養育に関する支援を行っていきます。 経過観察の必要な児童について、個別の相談・保健指導を充実させるとともに、必要に応じて「育児教室」などの集団指導も実施していきます。 必要な相談・指導が受けられるよう、関係機関との連携を図ります。	健康推進課
53	乳幼児健診の実施と未受診者へのフォロー	乳幼児健診のなかで虐待の早期発見に努めていきます。未受診者については、関係各課の協力を得て状況把握に努め、適切なフォローを実施していきます。	健康推進課
再掲 5	乳児家庭全戸訪問事業 (再掲 ●ページ)	生後4か月までの乳児のいる全家庭を対象に、訪問員等が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行っていきます。 保健指導が必要な家庭については、助産師等が行なう新生児訪問指導と併せて、専門職による必要な支援を行っていきます。	健康推進課
再掲 6	新生児訪問指導 (再掲 ●ページ)	保健指導が必要な産婦および新生児に対して助産師等による訪問指導を行い、好ましい母子関係の中で育児が行なえるよう虐待防止を含め、きめ細かな育児支援を行っていきます。 生後4か月までに家庭を訪問し、母子へのサポートを行なう乳児家庭全戸訪問事業と併せて、乳児期での全戸訪問に取り組みます。	健康推進課

施策No.	事業	今後の事業展開	担当課
54	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等必要な支援を行うとともに、自分から支援を求めることができない家庭を早期に発見し、家庭での安定した児童養育が可能となるように努めます。	子育て支援課
55	家庭児童相談	地域に密着した児童の専門相談機関として、18歳までの子どもについての悩みや問題の解決に向け、関係機関と連携を図りながら、相談や面談、家庭訪問などを実施していきます。	子育て支援課
56	守口市児童虐待防止地域協議会	児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を目的とした「守口市児童虐待防止連絡協議会実務者会議」を毎月定期的に開催し、大阪府中央子ども家庭センターや、大阪府守口保健所等、関係機関との連携に努めます。	子育て支援課
57	子ども虐待防止アドバイザー（子ども家庭サポーター）	虐待に関する専門的な医学知識や経験に基づき、児童相談所などに助言を行う子ども虐待防止アドバイザーについて、メンバーと行政の連携を強化し、児童虐待の防止に努めるとともに、ボランティアとして地域に密着した活動を行っていきます。	子育て支援課
58	児童虐待早期発見のための研修会の実施	保育士や教職員、福祉・医療・保健・警察等関係機関に対して、児童虐待早期発見のための啓発や研修を進めていきます。 市民を対象とした児童虐待に関する研修会等を開催し、虐待が発生する背景やその特性などについての理解を深めていきます。	子育て支援課
再掲 46	人権啓発のための講演会および研修会 (再掲 ●ページ)	男女共同参画週間、人権週間等を利用して、市民を対象とした講演会等を開催し、様々な人権課題に対する意識向上を図ります。	人権室

4. 子育てにゆとりがもてる環境づくり

(1) 施策の展開

施策目標	推進項目
子育てにゆとりがもてる環境づくり	1. 子育てバリアフリーの推進 2. すべての子育て家庭への支援 3. 子育て中の社会参加支援

(2) 施策目標の主旨

すべての人がストレスなく子育てできる環境を整備していくため、子育てバリアフリーや子育てに関する不安の解消、さらには経済的な負担の軽減といった取組みを推進していきます。また、地域子育て支援事業などを通じて、子育て中の親同士の交流や在宅子育て家庭への支援を充実していきます。さらに、子育て中の親の社会参加を支援するため、多様な保育サービスの充実に取組みます。

(3) 推進項目ごとの今後の事業展開

推進項目 1. 子育てバリアフリーの推進

【事業と今後の事業展開】

施策No.	事業	今後の事業展開	担当課
59	安全・快適な道路環境の整備	歩車分離による歩行者の安全確保と、ベビーカーや車椅子等の通行に配慮した歩道の新設・改良、横断防止柵の設置等、すべての人にやさしい道路環境の整備を通じて、子どもや子育て中の人の通行の安全確保を図ります。 整備可能な主要道路については、歩行者・自転車・車両の分離を検討し、歩道の改良、横断防止柵の設置等の整備に努めます。	道路課
60	公共施設の子育てバリアフリーの推進	公共施設の整備に当たっては、乳幼児とその保護者が利用しやすい施設となるよう配慮し、子育てバリアフリーの推進を図ります。 市役所内において整備が不十分である幼児コーナー、幼児用便器、トイレ内乳児イスなどについて、設置を検討します。	総務部総務課

施策No.	事業	今後の事業展開	担当課
61	「赤ちゃんの駅」の推進	授乳やおむつ交換などができる場所を無料で提供できる施設で、「赤ちゃんの駅」として登録された施設の名称や場所などを紹介し、子育て家庭が安心して外出できる環境を整備します。	子育て支援課

推進項目 2. すべての子育て家庭への支援

【事業と今後の事業展開】

施策No.	事業	今後の事業展開	担当課
62	地域子育て支援拠点事業	子育て中の保護者が安心して育児が行えるよう、子育て中の親が出会い、情報交換や相談のできる拠点を整備し、情報提供や子育て講座などを行っていきます。	子育て支援課
63	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	地域において育児の援助を受けたい人（依頼会員）と行いたい人（協力会員）が会員となり、育児について助け合う会員組織であるファミリー・サポート・センター事業によって、子育て援助活動を推進し、地域で子育てを支援する環境づくりに努めます。	子育て支援課
64	一時預かり事業（再掲 ●ページ ●ページ）	認定こども園、幼稚園および保育所において、保護者の就労や体調不良、冠婚葬祭やリフレッシュ等の理由で、昼間の保育が困難な場合に、必要な保育を一時的に提供していきます。	保育・幼稚園課
65	休日保育事業（再掲 ●ページ）	保護者の勤務形態等の都合により、日曜・祝日に家庭で保育できない場合などに、必要な保育を一時的に提供していきます。	保育・幼稚園課
66	利用者支援事業	子どもや保護者が、必要なサービスを円滑に利用できるよう、専門窓口を設け、教育・保育に関する情報、地域子ども・子育て支援事業等に関する情報等の提供を行うとともに、必要に応じた相談などを行っていきます。	検討中
67	育児相談事業の充実	認定こども園や幼稚園、保育所、市民保健センター、子育て支援課相談係、子育て支援センター等での相談事業のさらなる充実を図るとともに、子育てに関する適切な支援ができるよう各施設間の連携を図ります。	子育て支援課

施策No.	事業	今後の事業展開	担当課
68	子育て情報の周知	広報や冊子、市ホームページ等、様々な媒体を活用し、子育てに関する情報提供を行っていきます。	子育て支援課
69	未就園児招待	認定こども園、幼稚園および保育所において、主任児童委員の協力を得て、園庭開放や子育て相談を実施し、未就園児とその保護者との交流を図ります。	保育・幼稚園課
再掲 22	就学前相談 (再掲 ●ページ)	守口市に住む就学前児童の保護者に対し、認定こども園、幼稚園および保育所での子育て相談を随時実施し、育児の負担感、孤立感の軽減に努めます。	保育・幼稚園課
再掲 23	子育て講演会 (再掲 ●ページ)	公民館や認定こども園、幼稚園、保育所といった身近な場所や中学校区連携推進協議会の行事などの機会を活用し、子育て講演会を実施していきます。	公民館
70	児童手当	中学生までの子どもを養育している人に対して、支給を行っていきます。	子育て支援課
71	実費徴収に係る補足給付を行う事業	教育・保育施設等に対して、保護者が支払うべき日用品や行事参加費等の実費負担分について、市が定める基準に従い、費用助成を行います。	保育・幼稚園課
再掲 7	出産育児一時金 (再掲 ●ページ)	安心して出産できるよう、国民健康保険の被保険者の世帯主に対して、一時金を支給していきます。	保険課
再掲 8	助産制度による分娩費の支援 (再掲 ●ページ)	経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対して、指定の助産施設での分娩費を支給していきます。	保育・幼稚園課
再掲 9	子どもに関する医療費助成制度 (再掲 ●ページ)	子どもが疾病等で通院や入院をした場合に、その子どもに係る医療費の一部を助成する制度の充実を図ります。	子育て支援課
72	魅力的な公園づくり	子どもが楽しく遊べる魅力的な公園づくりに努めます。	公園課

推進項目 3. 子育て中の社会参加支援

【事業と今後の事業展開】

施策No.	事業	今後の事業展開	担当課
再掲 64	一時預かり事業 (再掲 ●ページ ●ページ)	認定こども園、幼稚園および保育所において、保護者の就労や体調不良、冠婚葬祭やリフレッシュ等の理由で、昼間の保育が困難な場合に、必要な保育を一時的に提供していきます。	保育・幼稚園課
73	子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の就労や体調不良、出産、出張、育児不安などの理由で、夜間の保育が困難な場合に、宿泊を伴う場合も含め必要な保育を一時的に提供していきます。	保育・幼稚園課
74	一時預かりサービス	子育て中の保護者が子育て支援センターや公民館等を気軽に利用できるよう、一時預かりの場の確保に努めます。	子育て支援課
75	ファミリー・サポート・センター事業の周知	多くの市民がファミリー・サポート・センター事業を利用できるよう、広報や冊子、市ホームページ等、様々な媒体による啓発を行っていきます。	子育て支援課

5. 子育てと仕事の両立支援

(1) 施策の展開

施策目標	推進項目
子育てと仕事の両立支援	1. 親の就労と子育ての両立への支援の推進 2. ひとり親家庭等の自立支援の推進 3. 男女共同子育ての推進 4. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

(2) 施策目標の主旨

働きながら子育てをしている人たちのニーズに応え、一人一人の子どもにあった保育環境を確保するため、きめ細かな保育サービスの充実を図ります。なかでも、子育てと仕事の両立が困難な状況に置かれがちなひとり親家庭に対しては、自立支援の充実に取り組みます。また、男女がともに子育てをする意識の啓発に努め、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現できる社会をめざした取組みを推進していきます。

(3) 推進項目ごとの今後の事業展開

推進項目 1. 親の就労と子育ての両立への支援の推進

【事業と今後の事業展開】

施策No.	事業	今後の事業展開	担当課
76	時間外保育事業 (延長保育事業)	就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、認定こども園や保育所等で通常の保育時間を超えた保育を提供していきます。	保育・幼稚園課
再掲 64	一時預かり事業 (再掲 ●ページ ●ページ)	認定こども園、幼稚園および保育所において、保護者の就労や体調不良、冠婚葬祭やリフレッシュ等の理由で、昼間の保育が困難な場合に、必要な保育を一時的に提供していきます。	保育・幼稚園課
再掲 65	休日保育事業 (再掲 ●ページ)	保護者の勤務形態等の都合により、日曜・祝日に家庭で保育できない場合などに、必要な保育を一時的に提供していきます。	保育・幼稚園課
77	病児保育事業	保育を必要とする乳幼児が病氣中や病後のため、集団保育が困難な場合において、必要な保育を一時的に提供していきます。	保育・幼稚園課

施策No.	事業	今後の事業展開	担当課
再掲 21	障がいのある乳幼児への支援 (再掲 ●ページ ●ページ)	認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業所において、障がいのある乳幼児に対する統合教育・統合保育の充実を図るとともに、適切な対応ができるよう、言語聴覚士等の専門講師または支援学校等による巡回相談などを行っていきます。	保育・幼稚園課 学校教育課
78	もりぐち児童クラブ「入会児童室」 (放課後児童健全育成事業)	就労等の理由で保護者が昼間家庭にいない1～3年生の児童を対象に、安全確保と保護機能を持たせた生活の場を提供していきます。 もりぐち児童クラブの二つの機能である「登録児童室」と「入会児童室」のそれぞれの独自性を尊重しつつ、地域の参画を得て、交流・体験活動を通して連携できるもりぐち児童クラブのさらなる充実を図ります。	放課後こども課

推進項目2. ひとり親家庭等の自立支援の推進

【事業と今後の事業展開】

施策No.	事業	今後の事業展開	担当課
79	母子・父子自立支援員による相談	相談窓口やハローワークとの連携の中で、自立に必要な情報提供や求職活動に関する支援などの相談に応じていきます。	子育て支援課
80	母子寡婦・父子福祉資金貸付制度	母子家庭の母、寡婦および父子家庭の父に対して、経済的な自立や児童の就学などで資金の貸付が必要な場合において、資金の貸付や返還の相談に応じていきます。	子育て支援課
81	母子家庭等高等職業訓練促進給付金	母子家庭の母、または父子家庭の父が、就職や転職に有利な資格を取得するため、2年以上養成機関で修業する場合、その修業期間中の生活を支援するため、高等職業訓練促進給付金を支給していきます。	子育て支援課
82	児童扶養手当	市の基準に基づき、父又は母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭等の児童や父母のいずれかが重度の障害を持つ家庭の児童等を対象に、支給していきます。	子育て支援課
83	ひとり親医療費助成制度	18歳までの子と母もしくは父、または18歳までの両親のいない子と養育者に対して、健康保険が適用される医療費の一部を助成していきます。	子育て支援課

推進項目 3. 男女共同子育ての推進

【事業と今後の事業展開】

施策No.	事業	今後の事業展開	担当課
84	男女共同参画推進計画の推進	平成 22 年度に策定した「守口市男女共同参画推進計画」の取組みについて、広く周知に努め、計画目標の達成に向け具体的な施策を推進していきます。	人権室
85	男女平等教育の推進	幼少期からの男女共同参画の意識形成に向けて、学校教育において男女平等教育を推進していきます。	学校教育課
86	企業等に対する啓発活動	市内の企業に対し、守口市企業人権推進連絡会を通じて、男女共同参画に関する講演会や研修会への参加を促すとともに、パンフレットの配布等により男女共同参画に対する理解促進に努めます。	人権室
87	両親教室の活用による啓発	出産前からの子育て準備として、妊婦やその配偶者の体験・交流の機会である両親教室を活用し、男性の育児参加の大切さを啓発していきます。	健康推進課
88	男性セミナー	男性の家事・育児・介護などへの参画を促進するため、男性を対象とした教室等を開催していきます。	人権室 公民館

推進項目 4. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

【事業と今後の事業展開】

施策No.	事業	今後の事業展開	担当課
89	ワーク・ライフ・バランス意識の浸透	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市民に対して広報・啓発・情報提供活動を行うとともに、商工会議所と連携を図り、女性向け創業支援等に取り組みます。	地域振興課
90	多様な働き方への意識啓発	市民を対象とした多様な働き方やバランスのとれた働き方への理解を深める講習会等を開催し、職業生活優先の意識や固定的役割分担意識を改めるとともに、家庭生活・家庭教育の重要性を認識し、ライフスタイルを考えるきっかけづくりに努めます。	人権室 公民館

施策No.	事業	今後の事業展開	担当課
91	労働環境の改善	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、フレックスタイム制や子育て期の短縮時間勤務、テレワークなど多様な勤務形態導入への働きかけに努めます。 長時間勤務を前提に組み立てられたワークスタイルの見直しを呼びかけるなど、労働時間短縮への働きかけを行っていきます。	こども政策課
92	育児休業制度の普及と再就職の促進	育児休業制度の定着と利用しやすい環境づくりに向けて、企業に対して呼びかけを行うとともに、出産や子育てによる退職者について再雇用制度の導入などへの働きかけに努めます。	こども政策課

6. 地域力の活用による子育て支援

(1) 施策の展開

施策目標	推進項目
地域力の活用による子育て支援	1. 子育て支援のネットワークづくり 2. 世代間交流の推進 3. 子どもの居場所づくり 6. 犯罪等の被害から子どもを守るための活動支援

(2) 施策目標の主旨

すべての家庭が孤立せず安心して子育てができるように、地域での子育てサークルの活動の支援や地域における世代間交流の場などの提供、子どもの居場所づくりに努めていきます。また、地域住民の理解と協力を得て、子どもたちを犯罪等から守るための活動を推進し、地域力による温かい子育ての輪が広がるまちづくりをめざします。

(3) 推進項目ごとの今後の事業展開

推進項目 1. 子育て支援のネットワークづくり

【事業と今後の事業展開】

施策No.	事業	今後の事業展開	担当課
93	子育てサークルの活動支援	市内の子育てサークルに対し、用品の貸出やサークル同士の交流会の実施等、自主的な運営に関する支援を行うとともに、運営に関する相談を実施していきます。	子育て支援課
94	子育て支援センター機関紙0歳からの子育てつうしん「もりっこ」	年4回発行の「もりっこ」で子育て中の親のニーズにあった内容・情報を掲載し、より多くの家庭に届くように取り組みます。	子育て支援課
95	0歳親子交流の場	親子が気軽に交流できる場を提供するとともに、利用しやすい時間開催するなど、利用環境についての検討を行っていきます。	子育て支援課
96	あそびの広場	就学前の子と親が交流や情報交換のできる場として、市民保健センター、公民館等においてあそびの広場を月に1回～2回開催していきます。	子育て支援課
97	子育て支援センターのフリースペースの活用	就学前の子と親が自由に来館し、交流や情報交換・提供等ができる場として、子育て支援センターの充実に努めます。	子育て支援課

推進項目 2. 世代間交流の推進

【事業と今後の事業展開】

施策No.	事業	今後の事業展開	担当課
98	世代間交流の推進	地域ボランティアとの協力により、さんあい広場（さた、さんごう、かすが、とうだの市内4ヶ所）や老人クラブにおいて、高齢者と子どもたちが交流を深めることができるよう、昔遊びを通じた世代間交流を推進していきます。	高齢介護課
99	異年齢交流の推進	地域の方々の参画と協力を得ながら、「もりぐち児童クラブ事業」など、異年齢の子どもたちによる交流を通じて社会性や協調性をはぐくむ機会の充実に努めます。	放課後こども課

推進項目 3. 子どもの居場所づくり

【事業と今後の事業展開】

施策No.	事業	今後の事業展開	担当課
100	児童センター	今後、市民のニーズを踏まえながら、健全な遊びを通じて、子どもの健康で豊かな心を育てる活動を行う場として、事業の充実を図り、子どもの健やかな育ちを支援していきます。	子育て支援課
101	もりぐち児童クラブ「登録児童室」（放課後子供教室）	1～6年生の児童と3歳以上の幼児（保護者等同伴）を対象に、自主的な遊び場を提供していきます。 もりぐち児童クラブの二つの機能である「登録児童室」と「入会児童室」のそれぞれの独自性を尊重しつつ、地域の参画を得て、交流・体験活動を通して連携できるもりぐち児童クラブのさらなる充実を図ります。	放課後こども課

推進項目 4. 犯罪等の被害から子どもを守るための活動支援

【事業と今後の事業展開】

施策No.	事業	今後の事業展開	担当課
102	「こども 110 番の家」運動	地域の団体等の協力を得て、子どもの緊急避難場所としての役割を担う「こども 110 番の家」運動を推進していきます。	スポーツ・青少年課

施策No.	事業	今後の事業展開	担当課
103	「少年を守る店」運動	地域の団体等の協力を得て、子どもの緊急避難場所としての役割を担う「少年を守る店」運動を推進していきます。	スポーツ・青少年課
104	登下校時の安全確保（見守り隊・声かけ隊）	登下校時の子どもたちの安全を守るため、PTA及び地域団体のボランティアの協力を得て取組みを促進していきます。	学校教育課
再掲 44	子どもを守る防犯声かけパトロール（再掲 ●ページ）	PTA及び地域団体のボランティアによるパトロールや警察等関係機関によるパトロール活動を促進していきます。	学校教育課
105	青少年育成指導員による街頭指導活動等	地域や関係機関・団体と、より一層の連携を図り、夜間の見回りなどの街頭活動や啓発活動を促進していきます。	スポーツ・青少年課